

○租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける期間を定める件

〔平成三十一年三月二十九日 財務省告示第九十六号〕

〔最終改正 令和二年三月三十一日 財務省告示第八十号〕

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の八第六項及び第二十八条第六項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける期間を次のように定め、平成三十一年四月一日から適用する。

なお、租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件（昭和四十八年五月大蔵省告示第六十九号）は、平成三十一年三月三十一日をもって廃止する。

租税特別措置法施行令第五条の八第六項及び第二十八条第六項に規定する財務大臣が定める期間は、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 租税特別措置法（以下「法」という。）第十一条第一項の表の第一号の中欄及び第四十三条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産 平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日まで

二 法第十一条第一項の表の第二号の中欄及び第四十三条第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産 平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日まで